

ID: 670

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	消防職員が行う防火対象物における火災予防に必要な措置の負担		
法令名 根拠条項	消防法 第5条の3第2項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第5条の3第2項の規定による。</p> <p>第5条の3</p> <p>2 消防長又は消防署長は、火災の予防に危険であると認める物件又は消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有するものを確知することができないため、これらの者に対し、前項の規定による必要な措置をとるべきことを命ずることができないときは、それらの者の負担において、当該消防職員に、当該物件について第3条第1項第3号又は第4号に掲げる措置をとらせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、当該消防職員がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。ただし、緊急の必要があると認めるときはこの限りでない。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日